

# 財団法人 新潟市体育協会寄附行為

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人新潟市体育協会という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を新潟市中央区一番堀通町3番地1に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、新潟市におけるスポーツを普及振興して市民の体力向上を図り、スポーツ精神を養うことを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 スポーツ振興に関する基本方針を策定・実施すること。
- 2 加盟団体の育成強化および連絡調整に関すること。
- 3 競技力向上に関すること。
- 4 市民の健康および体力の維持増進に関すること。
- 5 各種競技大会、講習会等の開催および援助に関すること。
- 6 スポーツの調査研究および広報活動に関すること。
- 7 全国大会ならびに各種スポーツ大会に協力し、選手役員の派遣に関すること。
- 8 スポーツ少年団の育成強化に関すること。
- 9 スポーツに関する功労者、優秀競技者の推薦ならびに表彰に関すること。
- 10 新潟市から受託したスポーツ事業の運営に関すること。
- 11 その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

## 第3章 組 織

(組 織)

第5条 この法人は、新潟市内の各種スポーツ団体（種目別、地域別、職域別、学校別等）をもって組織する。

- 2 この法人の目的に賛同するものは賛助会員になることができる。

(加 盟)

第6条 前条に該当する各団体は理事会の承認を経て加盟することができる。

(脱 退)

第7条 この法人は加盟団体がその資格を失ったとき、又は加盟団体として不適当と認められたときは理事会の議決を経て脱退又は除名させることができる。

## 第4章 資産及び会計

### (資産の構成)

第8条 この法人の資産は次のとおりとする。

- 1 この法人の設立にあたって寄附をうけた別紙財産目録記載の財産
- 2 資産から生ずる果実
- 3 加盟団体負担金
- 4 補助金および交付金
- 5 事業に伴う収入
- 6 寄附金品および賛助会費
- 7 その他の収入

### (資産の分類)

第9条 この法人の資産を分けて、基本財産および運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。
- 3 運用財産は基本財産以外の財産とする。
- 4 ただし寄附金品であって寄附者の指定のあるものはその指定に従う。

### (資産の管理及び処分)

第10条 この法人の基本財産のうち現金は理事会の議決を経て、銀行その他金融機関への定期預金、信託会社への信託、国債、公社債の購入等安全確実な方法で会長が保管する。

第11条 基本財産は消費し、又は担保に供してはならない。

ただし、法人が事業遂行上やむを得ない事由があるときは評議員会の議決を経、かつ新潟県教育委員会の承認を受けて、その一部に限って処分し、又は担保に供することができる。

### (経費の支弁)

第12条 この法人の事業遂行に要する費用は資産から生ずる果実及び事業に伴う収入その他運用財産をもって支弁する。

### (予算及び決算等)

第13条 この法人の事業計画ならびに収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、評議員会の議決を経て、新潟県教育委員会に報告しなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

第14条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に会長が作成し、財産目録及び事業報告書とともに監事の意見をつけて評議員会の承認を受け、新潟県教育委員会に報告しなければならない。

- 2 この法人の収支決算に剰余金があるときは理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し又は翌年度に繰越することができる。

### (特別会計等)

第15条 この法人の事業遂行上必要があるときは理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

第16条 この法人が収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経て、かつ新潟県教育委員会の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収支をもって償還する一時金を除く）についても同様とする。

(会計年度)

第17条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第5章 役員及び職員

(役員)

第18条 この法人には次の役員を置く。

会 長	1 人
副 会 長	6 人以内
専 務 理 事	1 人
常 務 理 事	1 人
理 事	20人以上～25人以内 (会長・副会長及び専務理事・常務理事を含む)
監 事	3 人

(役員任免)

第19条 会長は評議員会が推挙する。

2 会長はこの法人を代表し、会務を統括し、理事会、評議員会の議長となる。

第20条 副会長は理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

第21条 専務理事は理事会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。

2 専務理事は会長の命をうけて、この法人の会務を掌理し、日常の業務を処理する。

第22条 常務理事は理事会において互選する。

2 常務理事は専務理事を補佐し、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、専務理事があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

第23条 理事は評議員会で選任する。なお会長は選出理事のほか適当な者を理事会に諮り理事に委嘱することができる。

2 理事は理事会を組織し、寄附行為の中で定める事項を決定し会務を遂行する。

第24条 監事は評議員会の議決にもとづき、会長がこれを委嘱する。

2 監事は民法第59条の職務を行う。

3 監事は理事会及び評議員会に出席して意見を述べるすることができる。

(役員任期)

第25条 この法人の役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員任期は他の役員残任期間とする。

3 役員は任期満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員報酬)

第26条 この法人の役員には報酬を支給しない。

2 前項の内、常勤役員には報酬を支給することができる。

3 役員には費用を弁償することができる。

4 費用の弁償については、理事会の議決を経て別に定める。

(顧問及び参与)

第27条 この法人には顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問は、この法人の会長、副会長であった者とする。

3 顧問は、本市スポーツ振興に特に貢献され、又は協力される者の中から理事会の議決により、会長がこれを委嘱する。

4 参与は加盟団体の会長ならびに、この法人の理事、監事であった者、および特にこの法人に協力される者の中から、理事会の議決により会長がこれを委嘱する。

5 顧問及び参与は、理事会、評議員会に出席して諮問に応じる。

(事務局)

第28条 この法人の事務を処理するため事務局を設け職員を置く。

2 事務局ならびに職員に関する規程は別に定める。

3 専任職員については給与を支給する。

## 第6章 理 事 会

(招 集)

第29条 理事会は会長が招集する。ただし理事の過半数以上の者から会議の目的を示して、理事会招集の請求があった場合、会長は2週間以内に理事会を招集しなければならない。

(定 足 数)

第30条 理事会は理事の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。ただし同一の事項について再度招集をしたときはこの限りではない。

(表 決)

第31条 理事会の議事は出席理事の過半数の議決をもって定め可否同数のときは議長がこれを定める。

(専 決)

第32条 会長が理事会を招集するひまのない緊急を要する事項については、理事会の議決を経ないで処理することができる。

2 前項の場合はその旨を理事に通知し、かつ次の理事会において報告しなければならない。

(委 任)

第33条 理事が理事会に出席できないときは、他の理事に議決権を委任することができる。この場合委任した理事は出席したものとみなす。

## 第7章 評 議 員 会

(評議員)

第34条 この法人に評議員を置く。

2 評議員は、加盟団体から1人選出する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 評議員には、第25条の規程を準用する。この場合において、これらの規程中の「役員」を「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第35条 評議員会は、評議員を持って構成し、寄附行為の中で定める事項を行う他、この法人の業務に関する重要事項で会長の附議した事項を議決する。

(招 集)

第36条 評議員会は会長が招集する。ただし評議員の3分の1以上の者から会議の目的事項を示して評議員会招集の請求があったときは、会長は2週間以内に評議員会を招集しなければならない。

(定 足 数)

第37条 評議員会は評議員在数の過半数以上の者が出席しなければ開会することができない。ただし、同一の議題について再度招集したときはこの限りでない。

(表 決)

第38条 評議員会の議事は出席評議員の過半数をもって定め、可否同数のときは、議長がこれを定める。

(委 任)

第39条 評議員が評議員会に出席できないときは、その選出された団体の役員を代理として出席させ、また他の評議員に委任することができる。この場合委任した評議員は出席したものとみなす。

## 第8章 専 門 委 員 会

(設 置 等)

第40条 この法人は理事会の議決を経て、事業遂行のため各種の専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会に関する規程は理事会が別にこれを定める。

第41条 専門委員会の委員長は必要に応じ理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

## 第9章 寄附行為の変更並びに解散

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為は理事および評議員おのおの現在数の3分の2以上の同意を経、かつ新潟県教育委員会の認可を受けなければこれを変更することができない。

(解 散)

第43条 この法人は理事及び評議員おのおの現在数の4分の3以上の同意を経、かつ新潟県教育委員会の認可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人の解散に伴う残余財産は、評議員会の議決を経、新潟県教育委員会の許可を受けて、この法人の目的に類似の公益事業に寄附するものとする。

## 第10章 補 則

(委 任)

第45条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

附 則 この規約は昭和42年9月1日より施行する。

附 則 この寄附行為の改正は、新潟県教育委員会の認可があった日から施行する。

(平成6年5月1日認可)

附 則 一部改正 (平成7年5月10日認可)

附 則 一部改正 (平成15年5月15日認可)

附 則 一部改正 (平成19年7月30日認可)

附 則 一部改正 (平成21年1月13日認可)